

国民健康保険税（国保税）の税率などを改定しました

国保税を改正する条例が、3月の26年第1回市議会定例会で可決されました。

今回の改正では、増え続ける医療費などに対応するため、税率などの引き上げを行い、医療分・後期支援分・介護分を合わせて調定総額約8600万円の改定を行いました。これにより、加入者1人当たり平均で年額2374円の引き上げとなります。また、課税限度額の引き上げと低所得者に係る国保税軽減制度の拡充も併せて実施します。

国保の財政状況

国保制度の財源は、国や都などの公費による負担と加入

表1 24年度国民健康保険特別会計の歳入決算状況

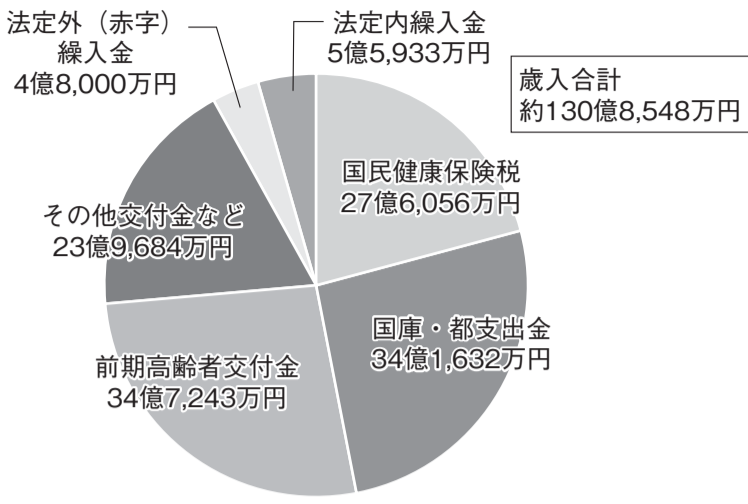


表2 保険給付費の推移（一般分）

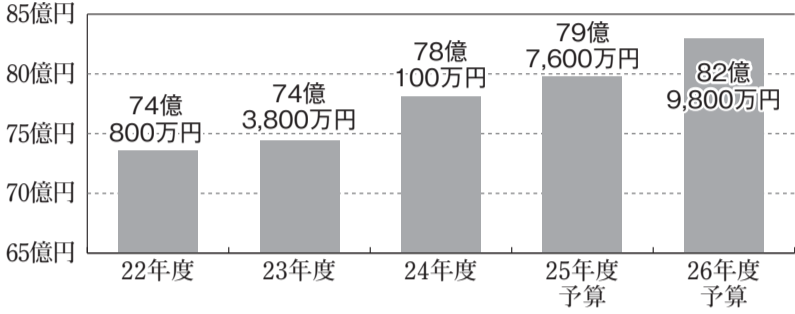


表3 税率等改定表

Table with 6 columns: Category, Year, Income Rate, Average Rate, Equal Rate, Tax Limit. Rows include Medical, Post-retirement support, and Nursing care.

が、その取り組みを上回る規模で医療費は年々増加しており、今年度も約3億円の増加が見込まれています（表2参照）。財源不足を補い、今後も安定した国保制度運営を維持するため、国保税率などを改定することになりました。

課税限度額については、後期高齢者支援分と介護分をそれぞれ2万円ずつ引き上げ、今回改定を見送った医療分と合わせた全体の課税限度額を77万円から81万円に引き上げました。さらに、低所得者に対する保険税軽減の拡充として、2割と5割の軽減判定所得を引き上げ、対象を拡大しました（表3参照）。

なお、今年度の予算編成に当たっては一般会計からの法定外繰り入れを約7億7200万円、国保事業運営基金（貯金）から1億7000万円の投入を行い、改正幅の抑制や財源不足を補いました。詳しくは保険年金課国民健康保険係 ☎470・7733



納付が困難な学生の方は、学生納付特例をご利用ください

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。学生の方は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。対象となる学生は、学校教育法に規定する大学（大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種専門学校（修業年限1年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

また、夜間・定時制課程や通信制課程の方も含まれます。学生納付特例制度の承認を受けずに保険料を未納のままにしておくと、不慮の事故や病気などにより障害の状態になった場合でも、障害基礎年金などの保障を受けることができなくなります。

26年度の学生納付特例制度の申請（年度ごとに申請）は、4月から受け付けています。申請の際は、年金手帳と新年度に更新された有効期限のある学生証を持参してください。同一世帯の家族が申請する場合は、認め印も必要です。承認された期間は、高齢基礎年金を受けるために必要な受給資格期間に計算されますが、年金額の計算には入りません。また、承認された期間は、10年以内であれば後から保険料を納め

ることができ（追納）、追納すると将来受け取る年金額を増やすことができます。また制度改正により、26年4月から、申請時点の2年1カ月の月分までさかのぼって申請できます。

継続で学生納付特例の申請希望の方へ 25年度に学生納付特例制度を申請し保険料猶予中で、26年度も在学予定の方には3月下旬に、はがき形式の申請書を発送しました。必要事項を記入の上、申請してください。この場合は、在学証明または学生証の写しの添付は不要です。また26年度に特例を利用せず、保険料納付を希望する方は、早めに年金事務所にご連絡ください。詳しくは武蔵野年金事務所 ☎0422・56・1411 または市保険年金課 ☎470・7732へ。

特別徴収（年金天引き）の方へ 介護保険料・仮徴収のご案内

介護保険料は、毎年7月に市民税の課税内容などを基に決定します。そのため、4月・6月・8月の保険料は仮徴収として、2月と同額を納めていただきます。7月に保険料が決定した後、年間保険料額と仮徴収額との差額を、10月・12月・翌年2月の3回に分けて納めていただきます。26年度の介護保険料は7月中旬にお知らせします。詳しくは介護福祉課係 ☎470・7777（内線4910、4911）へ。

5月のお気軽に無料相談

Table listing free consultation services for May, including legal, registration, tax, and business advice, with dates, times, and contact info.

Table listing consultation services for May, including disaster, education, mother-child, physical/mental disability, and administrative advice, with dates, times, and contact info.